

○ 量的拡大

- ◎ 放課後児童クラブの基盤整備については、場所の確保、予算、人材確保などの事情によって基盤整備が抑制されることのないような仕組みが必要。
- ◎ 上記のような事情によりサービスが抑制されることなく、潜在需要も含め、個々のニーズに対応した提供が保障されるような給付の仕組みも必要。

◆ 放課後児童クラブの基盤整備をどのように進めるか。

その際に、場所の確保、予算、人材確保などの事情によって基盤整備が抑制されることのないような仕組みとして、どのようなものが適当か。

- 基本的には、次世代育成支援のための新体系において導入が検討されている保育所利用システムと同様の仕組みとして考えていく必要があるのではないか。
- 乳幼児期（幼稚園、認定こども園、保育所）、家庭的保育、企業の活用などでもできるのではないか。
- まだまだ足りなくて学童保育に入れないうちの子どもたちがいる。あるいは入れたとしても大規模の施設になって、非常に子どもたちがつらい思いをしている。そのような現状がまだ解決していない。
- 放課後児童クラブの本来の機能はどういうものかということについて、もっと議論が進められるべき。現在は留守家庭の子どもを安全に見ていてほしいというところまでで精一杯という状況。学校との連携を進めるべきだが、子どもたちの学校での様子と放課後児童クラブでの様子が具体的に意見交換なされるところまでいっていない。
- 放課後児童クラブの職員が、自分たちの固有の役割として、専門的な観点からこの時期の子どもを見ていくという位置付けをきちんとしないとならない。放課後児童クラブの職員の専門性の議論が深まらないのは、放課後児童クラブそのものの固有の役割が議論として十分ではなかったからではないか。
- 「放課後児童クラブ」の建設については多額の経費がかかることから、定員の拡充については何らかの施設建設補助は必要である。

◆ 上記のような事情によりサービスが抑制されることなく、潜在需要も含め、個々のニーズに対応した提供が保障さ

	<p>れる給付として、どのようなものが適当か。</p>
<p>○ 基盤整備</p>	<p>◎ <u>現行の放課後児童クラブについては、その実施自体が自治体の努力義務に止まっていえるが、自治体に対して、事業の実施に係る何らかの責務を課すことが必要。</u></p> <p>◎ <u>放課後児童クラブに係る基盤整備のため、以下の仕組みについて、課題も踏まえながら検討。</u></p> <p>① <u>自治体に対し、放課後児童クラブを必要とする子ども数を勘案し、整備計画等を策定し、それに基づき基盤整備を行う、提供体制確保責務を法律上課す仕組み</u></p> <p>② <u>客観的に一定の基準を満たす事業者については、給付の対象とする仕組み</u></p> <p>◎ <u>保護者のニーズにおいては学校の実施を望む声が多くなっている。一方で、サービスを受けるのは子どもであり、子どもの健全育成（様々な遊び、体験をすることができようにする）の観点から、子どもが学校において継続して過ごすことについて、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの安全性、今ある資源の活用の観点から余裕教室など学校内に整備すべき</u> ・ <u>子どもにとっての「第三の場所」の観点からは、校舎内の余裕教室よりも敷地内の単独施設の方が良い</u> ・ <u>子どもを小学校の中に閉じ込める発想が良いのか</u> ・ <u>学校内以外も設置を進める仕組みがないと、量的拡大が図れない</u> ・ <u>地域によって事情が異なり、地域事情に最適な取組みを選択することが望ましい</u> <p><u>等の意見も考慮して検討することが必要。</u></p> <p>◆ <u>現行の放課後児童クラブについては、その実施自体が自治体の努力義務に止まっていえるが、自治体に対して、事業の実施に係る何らかの責務を課す必要はないか。</u></p> <p>○ <u>市町村の責任を明確化し、必要な子どもたちが入れよう条件整備を義務付けてもらいたい。</u></p> <p>○ <u>放課後児童クラブが全体には十分に行き渡っていないことへの問題意識は共通で、どの地域においても必ず必要なものである認識は固まっているのではないか。自治体に対して、提供体制の確保の責任をきちんと法律上も示すことは絶対に必要ではないか。</u></p>

○ 三鷹市では、今まで社会福祉協議会が運営してきた一部の放課後児童クラブについて、民間企業を指定管理者とした。自治体の限られた財源を生かしながら、質の高い保育を行う担い手をできる限り幅広く求めなければならない。社会福祉協議会も違う主体による事例を間近で見ると、改善・改革も進んでいる。質を高めるような互いの積極的な情報共有と、良い意味での刺激し合う競争環境が必要。

◆ **放課後児童クラブに係る基盤整備のために考えらえる仕組み**

① 自治体に対し、放課後児童クラブを必要とする子ども数を勘案し、整備計画等を策定し、それに基づき基盤整備を行う、提供体制確保責務を法律上課す仕組み

- ・ 介護保険制度など他制度においても採られている仕組みであり、一定の効果は期待できると考えられる一方で、現在の放課後児童クラブの実施状況を踏まえれば、提供体制確保責務を法律上課すことのみをもって、スピード感のある量的拡大を図ることができるか。

② 客観的に一定の基準を満たす事業者については、給付の対象とする仕組み

- ・ 現行においては、公立公営が4割強、公設民営が4割弱となっている。また、民営において行われている主体については、社会福祉法人、運営委員会（保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの）が中心となっている。さらに、その事業の性格から、その実施場所は学校内が約5割となっている。このような現状を踏まえると、②のような仕組みで量的拡大を図ることができるのか。

◆ **基盤整備を図っていく上で、場所の確保が課題となるが、保護者のニーズにおいては学校の実施を望む声が多くなっている。一方で、サービスを受けるのは子どもであり、子どもの健全育成（様々な遊び、体験をすることができようにする）の観点から、子どもが学校において継続して過ごすことについてどのように考えるか。**

○ 安全確保のために、学校用地内か学校隣接地に放課後児童クラブを整備してきた。

○ 都市部においては学校も一つの資源であることは間違いないが、それ以外のものが拠点として活用できるような仕組みを作らないと大きな量には対応できないのではないか。

○ 小学校の中にずっと閉じ込めるような発想でよいのか。必ずしも小学校の中に放課後児童クラブを置くことが良いの

	<p>かどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現実に小学校は数があり、空いている教室もあるので、今ある資源としてどのように良い形で利用していくかという視点がまず必要。 ○ 「放課後児童クラブ」の場所の確保という点では、児童の安全性の確保、保護者のニーズ、そして、連携が期待される「放課後子ども教室」が小学校を中心に展開されていることを考えると、やはり小学校の敷地内が良い。ただし、児童の第三の居場所あるいは一時帰宅場所として考えた場合、校舎内の余裕教室よりも敷地内に単独の施設を設置するのが理想的。 ○ 子どもが小学校で放課後も継続して過ごすことの是非については、特に都市部では、放課後の子どもたちの安全な居場所が減少しており、学校は、安全・安心に過ごせる最適な場所となっていることは事実である。ただし、地域によって事情が異なるとも考えられ、地域事情に最適な取り組みを選択することが望ましい。 ○ <u>現在の状況を考えれば、学校の中の余裕教室を使うことが一番現実的。校長の裁量との関係があるので、文部科学省との連携強化が重要。</u> ○ <u>小学校等を有効活用することは当然基本だが、保育所に行っている者が多い、待機児童が多い地域は小学校もいっばいで空き教室がないところもある。不登校の子どもはそもそも学校に行くこと自体が大変な状況であり、放課後まで学校でということは難しい子どももいる。小学校を活用することで、地域によっては民間児童館が圧迫を受けて事業継続できないところまで行っている所もあると聞いている。そういうことを考えて、多様で柔軟な放課後児童クラブの提供のあり方を、子どもを分断しないという視点を含めて大事にするべき。</u>
○ 提供の保障	<ul style="list-style-type: none"> ◎ <u>新たな制度体系においては、個々人に対応する給付を行う仕組みも考えられるが、その場合、市町村が放課後児童クラブに係る給付の必要性・量を判断し、それに基づいて放課後児童クラブに係るサービスを受けることができる仕組みが考えられる。</u> ◎ <u>一方で、次の点も考慮して検討することが必要。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>放課後児童クラブの利用は放課後を中心として行われるものである。利用日数、利用時間、年齢により求められるサービスの内容等が異なり、柔軟な利用を前提に置くことが適当であること</u>

	<p>・ <u>現行制度において、個々の子どもに対し、市町村が個別に判断してサービスを提供する取扱になっていないこと</u></p> <p>◆ 新たな制度体系においては、個々人に対応する給付を行う仕組みも考えられるが、その場合、市町村が放課後児童クラブに係る給付の必要性・量を判断し、それに基づいて放課後児童クラブに係るサービスを受けることができる仕組みが想定される。</p> <p>◆ 一方で、次の点について、どう考えるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後児童クラブの利用は放課後を中心として行われるものである。利用日数、利用時間、年齢により求められるサービスの内容等が異なり、柔軟な利用を前提に置くことが適当であること ・ 現行制度において、個々の子どもに対し、市町村が個別に判断してサービスを提供する取扱になっていないこと <p>○ 公立公営が42%あり、公的な責任で運営も安定している。民間でされている場合でも、安定的・継続的に運営ができるようにしなくてはいけないのではないか。</p>
○ 人員配置基準等	<p>◎ <u>放課後児童クラブについては、一定の質を確保していくことを前提とする必要があり、一定の基準を設定していくことが必要。</u></p> <p>◎ <u>人員配置基準等の検討に当たっては、次の点に留意することが必要。</u> <u>(基準の要否、具体的内容を設定する際の留意点)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>子どもの安全を確保することが必要であること</u> ・ <u>我が国では、クラブの大規模化が問題となっているが、諸外国では、放課後児童対策について、一定のグループ単位や人員基準を設けている例が多いこと</u> ・ <u>子どもの健全育成の観点から、安全な居場所づくりにとどまらない多様な活動メニューの提供等、その事業内容の充実が求められること</u> ・ <u>放課後児童クラブは、放課後、土曜日、長期休業中と、長時間を過ごす生活の場を提供することを主眼として</u>

いること。また、養育基盤の弱い子どもや障害児も利用が想定されること

- ・ 指導員がサービスの責任者も兼ねながら担い手になっている実状もあること
- ・ 保護者の関わり、学校教育、保育所、幼稚園、地域等との連携等、運営上の遵守事項も検討が必要なこと

(基準設定に当たっての現状からの留意点)

- ・ 実施場所は学校内が約 5 割となっており、設備基準等の内容によっては、ハードルの高いものとなる可能性があること
- ・ 都市部と地方とで、子ども取り巻く環境、活用可能な社会資源、就労状況等に差異があり、放課後児童クラブに求められる内容が異なると考えられること
- ・ 現状において多様な運営形態があるが、これらを提供主体として確保していく必要があること、また、自治体間においても差異が生じていることが想定されること
- ・ どの地域の、どの放課後児童クラブでも最低基準を確保できる仕組みを検討する必要があること
- ・ 認可外保育施設を認可保育所にするのと同様に一定期間の最低基準到達支援の検討が必要なこと
- ・ 人口減少地域でも放課後児童クラブのサービスを受けられる仕組みが必要なこと

◎ 放課後児童クラブの人員配置の実態について十分把握しながら、具体的な基準設定の検討を行うことが必要。

◆ 放課後児童クラブについては、一定の質を確保していくことを前提とする必要があり、一定の基準を設定する必要があるのではないか。

(基準の要否、具体的内容を設定する際の留意点)

- ・ 子どもの安全を確保することが必要であること
- ・ 子どもの健全育成の観点から、安全な居場所づくりにとどまらない多様な活動メニューの提供等、その事業内容の充実が求められること
- ・ 放課後児童クラブは、放課後、土曜日、長期休業中と、長時間を過ごす生活の場を提供することを主眼としていること。また、養育基盤の弱い子どもや障害児も利用が想定されること
- ・ 指導員がサービスの責任者も兼ねながら担い手になっている実状もあること

- ・ 我が国では、クラブの大規模化が問題となっているが、諸外国では、放課後児童対策について、一定のグループ単位や人員基準を設けている例が多いこと
 - ・ 保護者の関わり、学校教育、保育所、幼稚園、地域等との連携等、運営上の遵守事項も検討が必要なこと
(基準設定に当たっての現状からの留意点)
 - ・ 実施場所は学校内が約 5 割となっており、設備基準等の内容によっては、ハードルの高いものとなる可能性があること
 - ・ 都市部と地方とで、子ども取り巻く環境、活用可能な社会資源、就労状況等に差異があり、放課後児童クラブに求められる内容が異なると考えられること
 - ・ 現状において多様な運営形態があるが、これらを提供主体として確保していく必要があること、また、自治体間においても差異が生じていることが想定されること
- 大規模化が非常に進行してきていて、子どもたちが落ち着いて安心して生活ができない環境になっている。一刻も早く子ども自身が安心して生活できるように適正規模にしていくことが何より求められている。
 - 71 人以上の大規模の学童保育については 22 年度から補助金を廃止するとされている結果、市町村の立場からすると、分割するためのお金がない、施設の確保できないといったことで、70 人以内に押さえてしまおうという動きが全国各地で起きた。
 - どこの地域のどのような学童保育でも最低基準を確保できるような制度的な仕組み、最低基準を決めるなど、設置・運営基準を策定することが必要ではないか。
 - 子どもの自由闊達な生活を保障するという大変なことであり、特に 70 名という数では厳しいなというのが、現場としての感想。
 - 学校関係の不審者メールは、週に 1 回は必ず来るような社会状況であるので、(社会不安の増大でニーズは高まり)学童保育にはどんどん人が来ている。施設基準のない中で子どもたちの環境はどんどんつらくなっていくという状況があり、(今のまま) 入りたい子は全員入れろという話になれば、子どもたちがおかれている環境はより深刻になる。
 - 静養室がなく、具合が悪い子どもと一緒にいなければならない問題がある。
 - 放課後児童クラブは、歴史的に保護者の自主的な運動として始まっているため、非常に多様な運営形態がある。一定

の基準を作れば、そこから落ちてきてしまう所が出てしまい、一番下のところにするのは、子どもの健全育成を考えるとそれはできず、最低基準作成が非常に困難。今後、国で最低基準等を作成する場合には、認可外保育施設を認可保育所にしていくのと同じような一定期間の最低基準到達支援が必要。

- 需要の少ない所では各市町村に放課後児童クラブが一つもなく、サービスを受けられないという問題がある。また、小学校の児童数が減少して、一つの学校では放課後児童クラブが維持できなくなって、幾つかの学校が合同して放課後児童クラブを設置するような所が出てきている。そういったことが少子化の進行により、ますます増えてくるのではないか。そのような所についても放課後児童クラブのサービスが受けられるような体制や制度にすべき。
- 都市部と同じような視点で一律の基準を作ってしまうと、過疎地においては、いわゆる就労支援型と全児童対策型を別々に展開すると恐らく維持できない。50人未満の小学校もかなり残っており、そのようなところも視野に入れるべきではないか。
- 例えば学校内で行われる場合、自主グループで行われる場合というように、形態による基準を大まかに分けて設けることはできないか。
- 認可的な発想の基準ではなく、本来の子ども環境としてどうあったら良いのかということの良い意味で少しファジーに許容できるような、しかし最低限の安全や、あまり過密な空間でないなど、もうこれ以上下げてはいけないというところは押さえつつ、機能に着目した基準をうまく設定する発想があれば良い。

◆ **放課後児童クラブの人員配置の実態について十分把握しながら、具体的な基準設定の検討を行う必要がある。**

- 指導員の働く条件が非常に劣悪だということで、3年間で半数の指導員が入れ替わってしまっている実態がある。指導員の常勤配置、指導員1人当たりの子どもの人数、あるいは働くための給料などの待遇の改善が必要。
- 少なくとも各学童保育所において、複数の常勤が配置される状況をつくっていかないと、誰も責任者のいない状態で、子どもたちが放課後という時間を過ごすことになってしまうのではないかと非常に危惧している。
- スタッフ全員が常勤である必要は必ずしもないように思える。
- まず最低限のところの安全確保と家庭との連携・連絡といったところだけでも何とか少しずつでも確保できるような体制づくりを進めていった方がよいのではないか。

	<p>○ 施設や設備の確保はもちろん重要であるが、「質の確保」という点で最も重要なのは指導員の質と数ではないか。指導員の一定レベルの資質の確保をはかるためには、研修制度や人員配置などの基準づくりは必要である。</p>
<p>○ 担い手の質の確保</p>	<p>◎ <u>放課後児童クラブは、学童期という発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに、遊び等の多様な活動の提供が求められ、また、障害など様々な困難を抱える子ども、保護者への対応も求められる。</u></p> <p>◎ <u>担い手の質を確保する観点から、研修の充実を図っていくことが必要。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>約3割いる無資格者に対する研修の充実</u> ・ <u>有資格者も含めた放課後児童クラブに特化した研修強化の必要性（現任研修も含む。）</u> <p>◎ <u>また、放課後児童クラブにおける多様な体験活動を充実する観点から、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくことが必要。</u></p> <p>◆ 放課後児童クラブは、学童期という発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに、遊び等の多様な活動の提供が求められ、また、障害など様々な困難を抱える子ども、保護者への対応も求められる。</p> <p>○ 学童保育の指導員は免許や国家資格がないといった状況の中で、これを解決していかなかったら、将来的に指導員を安定的に確保することはできないのではないかと。指導員の公的資格制度と養成機関が必要。</p> <p>○ 子どもや家庭に十分な目がいくソーシャルワーク的なものが求められているようになってきているのではないかと。</p> <p>○ 今の放課後児童クラブの指導員については、ケアワーク的な要素を非常に重視した人材を求めていることになっている。一方で、ソーシャルワーク的な視点も必要だが、そういう者を配置する構造になっていない。かつケアワーク的要素について保育士や幼稚園教諭は、小学生の遊びや友達関係に対応するベースに置いていないだろう。そこを工夫して、新たな資格を置くのではなく、現行の仕組みの中で少し変えることはできないだろうか。</p> <p>○ 特に、近年、発達障害のある児童の入所希望が増える傾向にあり、発達障害等に対応できる人材の確保と養成は急務であると感じている。</p>

	<p>◆ 担い手の質を確保する観点から、研修の充実を図っていくことが必要ではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 約3割いる無資格者に対する研修の充実 ・ 有資格者も含めた放課後児童クラブに特化した研修強化の必要性（現任研修も含む。） <p>○ 質を向上させるためにも研修は重要。研修に出席できるような何かサポートが必要。</p> <p>○ 様々な有資格者、そして無資格者を合わせて約7万人の指導員が現在いる中で、「放課後児童クラブ」の指導員となるために新たな有資格制度の導入というのは、現実的にはなかなか困難ではないか。「放課後子ども教室」を含めて、新たな資格制度を創設するというよりも、研修制度の拡充等がまずは現実的ではないか。</p> <p>◆ また、放課後児童クラブにおける多様な体験活動を充実する観点から、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくことが必要ではないか。</p> <p>○ 職員としての専門性がある部分は絶対的に必要だが、それ以外にかかわる人たちに関して、あまり資格要件を高くするよりは、それぞれの地域の方々などが、それぞれの得意なことを子どもたちに伝えてくださる形が良い。</p>
○ 人材確保	<p>◎ <u>放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員については、一定の質が確保された人材の確保を図るとともに、継続的な就労が可能となるようにしていく必要がある、このためには職員の処遇改善が必要。</u></p> <p>◎ <u>一方で、職員の処遇改善については、現行、国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。</u></p> <p>◎ <u>指導員の処遇改善のためには、財源確保が前提条件となるが、新制度体系における費用負担のあり方も踏まえつつ、その処遇改善を図ることを前提として運営費が確保されるようにすべき。</u></p> <p>◎ <u>人材確保について検討するに当たっては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>指導員の専門性が軽視されてきたのは、どういうところに専門性があるのかということに対して認識が広がっていないため</u> ・ <u>専任職員は、いわゆる週40時間労働ができない体制。常勤労働者と位置付けるよう付帯事業を付すのか、パ</u>

パートタイム労働を基本とするのか、整理が必要。
等の意見を考慮して検討することが必要。

- ◆ 放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員については、一定の質が確保された人材の確保を図るとともに、継続的な就労が可能となるようにしていく必要があり、このためには職員の処遇改善が必要となる。
- 「新待機児童ゼロ作戦」で利用児童を3倍に増やすと言っているが、20万人の職員で220万人の子どもたちが利用する施設と考えたときに、小学校や保育所、幼稚園並みに整備が必要なのではないか。
- 公立公営の指導員の身分は非正規職員が圧倒的に多いので、平均的な年収で150万円未満であり、公立公営だから十分だということではない。民間の場合も、やはり安定的・継続的に運営ができるようにしなければならない。
- 子どもたちの安心・安全な生活の場、環境をきちんと整備していくためには、それを支える指導員の賃金・雇用形態をきちんと改善していただきたい。
- 学童保育の職員（家庭保育者を含む）に公的な資格制度を設け、一定割合の有資格者を配置するといった基準が必要であり、さらに、職員の研修の機会の充実や優秀な人材が確保できるように労働時間や賃金などの処遇を上げていくことも重要。
- 少なくとも正職員の方については専門性を評価しなければならないが、これまで専門性が軽視されていたのは、どういふところに専門性があるのかということに対して認識が広がっていないのではないか。
- 保育士は18歳までの支援者であるはずなのに、現実的には就学前に特化されており、養成課程もそこが中心になっている。学童期の支援の専門性はどうやってつくっていく必要があるのか、養成課程を含めて検討していかなければならない。
- 処遇の改善がされないと早く辞めてしまうので、知識も熟成されないし、職員の資質も上がっていかない。
- 放課後児童クラブの専任の職員は、いわゆる週40時間労働ができない体制なので、大学生のアルバイト的なものになってしまっている。それをいわゆる常勤労働者として位置付けるよう付帯事業を付けていく方向で考えるか、基本的にはパートタイム労働とするのか、この関係が質にもつながっている気がする。
- 現状のように、何十人もの子どもを一人か二人くらいのスタッフでやっていくしかないという状況に置かれると、

	<p>個々の指導員の工夫や、やってみたいことを実現できるような人員体制になっていない。そこを確保していけば、自ずとあり方ももっと多様で、内容も充実していくのではないか。</p> <p>◆ 一方で、職員の処遇改善については、現行、国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。</p> <p>○ 人件費補助の意味合いとして出されている国からの補助金は、実際にかかる人件費の15%程度であるのが実情。「放課後児童クラブ」の重要性と需要が今後ますます高まる傾向を踏まえるならば、国の基準額を実態に合った形に見直すことが指導員の処遇改善のための第一歩となると言わざるを得ない。これにより、クラブの核となる指導員が安定的に確保されれば、そのサポートとしての地域の人材の導入も図りやすくなる。</p> <p>◆ 指導員の処遇改善のためには、財源確保が前提条件となるが、新制度体系における費用負担のあり方も踏まえつつ、その処遇改善を図ることを前提として運営費が確保されるようにすべきではないか。</p>
<p>○ 利用方式、利用者負担</p>	<p>◎ <u>利用者の利便性も考慮しながら、放課後児童クラブを利用できる児童かどうかの確認を行う仕組みを設けることについて検討。</u></p> <p>◎ <u>市町村がサービスの申込者数を把握できていない場合があることを、制度的に見直していくことが必要。</u></p> <p>◎ <u>新たな制度体系の費用負担については、社会全体で重層的に支え合うことを前提。当該費用を財源としたサービスの利用者は、公平性の確保の観点から、一定の負担を求めることが適当である一方、負担水準をどうするか、利用抑制に働くおそれの懸念などの点について検討することが必要。</u></p> <p>◎ <u>全国において、統一的なルールを設定する必要があるか。仮に、何らかの統一的な利用者負担のルールを定める場合、低所得世帯や多子世帯に配慮した設定を行うことなどを考慮することが必要。</u></p> <p>◆ 放課後児童クラブを利用することができる児童の範囲について整理し、利用者の利便性も考慮しながら、利用できる児童かどうかの確認を行う仕組みを設ける必要があるのではないか。</p>

- 放課後の子育てについての第一義的な責任と役割は家族にあるという視点に立ち、定員に制約がある現状にあつて、「放課後児童クラブ」の安易な利用を避けるために、利用可能範囲を定め、利用対象世帯かどうかを書類等で確認することは必要。対象でないとされる世帯の児童の場合には、「放課後子ども教室」のような取り組みに参加することが保障されるということになる。
- ◆ 市町村がサービスの申込者数を把握できていない場合があることを、制度的に見直していく必要があるのではないか。
- 学童保育の場合は入所システムがきちんと整備されておらず、待機児童の把握自体ができていない所も多い。潜在的な待機児童はかなり増えているのではないか。
- ◆ 全国において、統一的なルールを設定する必要があるか。
- ◆ 新たな制度体系の費用負担については、社会全体で重層的に支え合うことを前提としている。当該費用を財源としたサービスの利用者は、公平性の確保の観点から、一定の負担を求めることが適当である一方、負担水準をどうするか、利用抑制に働くおそれの懸念などの点についてどう考えるか。
- 限られた財源で受入れを増やすためには、学童保育の保育料を家庭の所得に応じた設定とし、公的財源の不足を補うことが考えられる。保育料を誰にも負担可能な一律の低い水準とするより、所得階層別に負担可能な水準とした方が、全体として保育料収入が増え、その分を学童保育の量的・質的充実に充てることができる。ただし、保育料は一定の質を保つために必要な水準を考慮し、保育料が負担できずに利用が抑制されることのないように保育料の上限を設けることなどが考えられる。（また、公的補助は各家庭に直接、児童手当とあわせてバウチャーのかたちで支給すれば、所得階層のチェックを効率化できる。）所得別の保育料設定には、低所得家庭の子どもが、高所得家庭の子どもと同じ学童保育を利用でき、社会的統合という点でのメリットもある。
- 非常に広く保障をしていくならば、なるべく負担を小さくすべきではないか。お金があるかないかで利用アクセスに差がつくようなことはなるべくないような工夫をしなければならない。